

年金業務の運営に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－の結果に基づく勧告（概要）

○ 勧告日 平成30年12月25日
○ 勧告先 厚生労働省

背景等

- 平成30年度末までの中期目標^(注1)期間中に保険料の**現年度納付率**^(注2) **60%台半ばを目指す**こととされ、様々な取組が進められて改善傾向にあるものの、更なる納付率の向上を図るため、現状では実施が低調な取組についても積極的に実施していく必要がある。
- 無年金者・低年金者の発生を抑止するため、保険料の納付義務を免除・猶予された期間がある場合には、当該期間について**後から納付（追納）する制度が設けられているが、その利用状況等が明らかになっていない。**
- 年金業務に対する国民の信頼回復の観点から、正確な事務処理、国民の視点に立ったサービスの向上が求められているが、当省の**行政相談に国民年金業務の運営に係る苦情等**が寄せられている。
(注1)厚生労働大臣が定める、3年以上5年以下の期間において日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標
(注2)現年度の納付月数を、現年度の納付対象月数で除した率

調査事項

1 国民年金保険料の的確な収納（納付率向上）

- 20歳到達者の国民年金の資格取得に係る届出を促すための業務の効果が十分に上がっておらず、年金事務所の業務負担も大きい状況
- 各種の収納対策はおおむね着実に実施され、納付率は上昇傾向。一方で、納付率の向上に有効な口座振替を促進する取組については、効果が十分に上がっていない。

2 無年金者・低年金者の発生抑止

- 自治体からの的確に情報を得られなかったことにより、保険料を免除されるべき者が承認されなかった例や、実施すべき免除勧奨・職権処理を実施できていない例あり
- 追納は納付義務のない保険料を納める任意の制度であるとして、追納勧奨が積極的に行われておらず、中期目標等においても特段の目標等を明示していない。

3 業務運営に対する国民の信頼性の確保

- 事務処理誤り発生件数は全体として減少傾向。ただし、事務処理誤り発生後の処理に長期を要している例あり
- 平成25年に全国の受給権者の生存確認等調査を実施して以来、同様の調査を実施していないなど、所在不明となった者を的確に把握できていない状況
- 一度提出済みの書類の添付をその後も義務付けたり、納付順を誤った追納が一律に還付されているなど、国民の視点に立ったサービスとなっていない例あり

主な調査結果

主な勧告

- 20歳到達者について現在の適用の仕組み等を早期に見直し
- 口座振替の利用促進を図る取組の強化

- 的確な情報に基づく免除審査等の実施
- 追納制度の利用促進に係る目標の設定

- 事務処理誤り発生後の処理の迅速化
- 所在不明となった者の的確な把握
- 添付書類の見直し、追納処理の弾力化等

1 国民年金保険料の的確な収納（納付率向上）

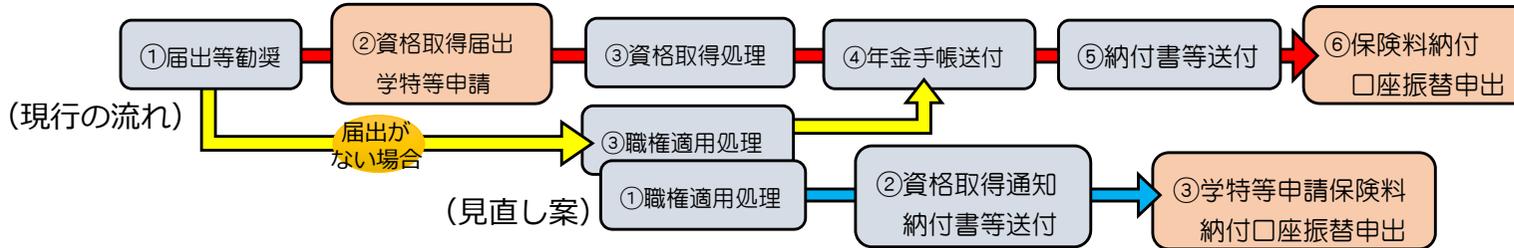
20歳到達者に対する適用業務の見直し

結果報告書 P 32～35

- 自主的に被保険者資格取得の届出を行っている者と職権適用を行っている者はそれぞれ同数程度
- 調査対象45年金事務所のうち、20歳到達者に対する戸別訪問等業務を15事務所が未実施
- 調査事例80件のうち、20歳到達者に対する戸別訪問等業務を実施しても25件で対象者と接触できていない
- 20歳到達者の資格取得の届出を不要とし、全員を20歳到達日に職権適用とする仕組みを検討中

20歳到達者による被保険者資格取得の届出状況

年度(平成)	25	26	27	28	29
20歳到達者数(万人)	103	106	100	101	100
うち自主的届出者	50	52	48	50	51
うち職権適用者	53	54	52	51	49



主な勧告

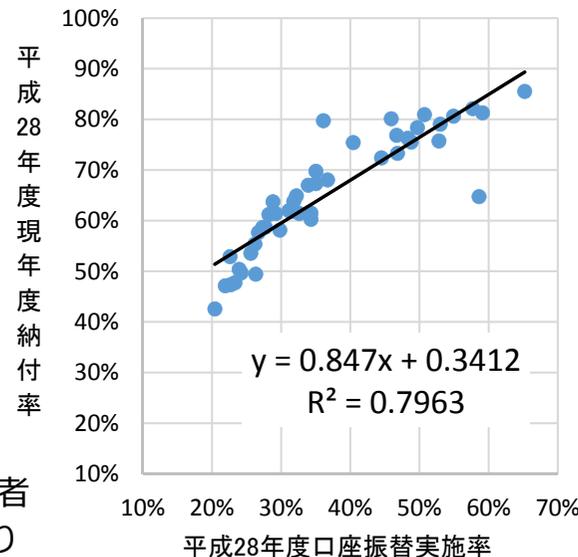
20歳到達者に対する現在の適用の仕組みや業務の在り方について、業務効率化や利便性向上を図る観点から早期に見直し

国民年金保険料の収納対策の的確な実施

結果報告書 P 48～54

- 各種計画に基づく収納対策の取組が着実に実施されて納付率も向上している中で、口座振替利用促進に係る事務所独自の取組については4割から6割の実施率
 - 口座振替実施率と現年度納付率の単回帰分析の結果は、口座振替の納付率向上の効果が高いことを示唆（口座振替実施率が1%高くなると現年度納付率が0.847%高くなる）
- 口座振替の開始・停止に係る期間の短縮、申出手段の簡略化等を求める市の意見あり
- 厚生年金資格喪失者を抽出して納付書を送付する、未納者への納付相談会を開催するなどの工夫をしている事務所あり

口座振替実施率と現年度納付率との単回帰分析



主な勧告

- ① 現行を上回る水準の口座振替に係る目標を設定
- ② 口座振替の申出手段を現在よりも容易に改善
- ③ 一部で実施されている効果的な取組を積極的に全国へ展開

2 無年金者・低年金者の発生抑止

免除等制度の的確な運用の徹底

結果報告書 P 84～87

※ 保険料の免除等の承認期間の終了後に引き続き同じ理由により免除等を申請したときは、改めて申請書等を提出することなく、引き続き免除等の審査を受けることができる（継続免除等）。

継続免除等については、免除等年度が、7月1日から翌年6月30日までとされていることから、前の免除等年度が終了した後の7月1日に申請がなされたものとして取り扱われ、7月1日以降に確認された情報に基づいて審査等が行われる仕組み。

- ① 免除審査に必要となる所得情報等の確認時点が7月1日以降であることを示していない例（25年金事務所）や、提供された所得情報等の時点を確認していない例（7年金事務所）あり
 - ・7月1日より前の情報に基づいて継続免除審査を行っている例が複数
 - また、その結果、承認されるべき者が不承認とされていた例あり（その後、正しい情報に基づき再審査）
- ② 調査対象年金事務所の約4割が、市町村から生活保護情報の提供を受けられず、行動計画に規定する「適正な法定免除処理」の取組ができない状況

主な勧告

- ① 所得情報等は7月1日以降に確認されたものである必要があることを明示
- ② 市町村から生活保護情報の提供を受けられるような方策を検討

追納制度の利用の促進

結果報告書 P 99～102

※ 保険料の納付義務を免除・猶予された期間がある場合には、当該期間について後から納付（追納）する制度が設けられている。

追納申込時点の被保険者の属性

- ① 免除制度を知っている者のうち追納制度を知っている者の割合は50%強
 - ・追納制度の利用状況等を把握しておらず、その分析等も行われていない
 - ・当省において分析したところ、20歳代・30歳代の第2号被保険者による追納申込みが多い等の傾向を確認
- ② 追納制度の利用の促進について特段の目標等を定めていない状況
 - ・45年金事務所中、6事務所において追納勧奨状の送付が行われていない

	第1号	第2号	第3号	その他	計
29歳以下	49 (26.2%)	134 (71.7%)	4 (2.1%)	0 (0.0%)	187
30-39歳	52 (39.1%)	69 (51.9%)	9 (6.8%)	3 (2.3%)	133
40-49歳	37 (50.7%)	31 (42.5%)	5 (6.8%)	0 (0.0%)	73
50-59歳	27 (60.0%)	12 (26.7%)	6 (13.3%)	0 (0.0%)	45
60歳以上	1 (8.3%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	9 (75.0%)	12
計	166 (36.9%)	248 (55.1%)	24 (5.3%)	12 (2.7%)	450

主な勧告

- ① 追納制度利用者についての把握・分析に基づく効果的かつ効率的な追納勧奨方策の検討
- ② 追納制度の利用に係る目標の設定、積極的な追納勧奨の奨励等

3 業務運営に対する国民の信頼性の確保

事務処理誤り発生後の迅速かつ的確な処理の徹底

結果報告書P 116～119

- 年金事務所等の事務処理誤り発生件数は減少傾向(H26年度1,429件→29年度1,015件)で、発生防止対策に一定の成果が認められる
- 機構本部に個別協議を行った事務処理誤り事案の処理期間が長期の傾向(平均161日)にあるが、その内容を見ると、複雑な判断を要しないと考えられるもの等が複数あり

事務処理誤りの個別協議の事例①

協議 155日
完了まで 166日

Aの口座振替納付申出書の口座番号を誤入力してしまったため、Aが口座振替(早割)できなかった

事務処理誤りの個別協議の事例②

協議 94日
完了まで 99日

Bの口座振替停止依頼を誤ってCの依頼として処理してしまったため、Cが口座振替による2年前納ができなかった

主な勧告

事案の定型化や個別協議を要する事案の絞り込み等により、事務処理誤り発生後の処理を迅速化

所在不明となった年金受給権者に対する的確な措置の実施

結果報告書P 142～146

- 平成22年(後期高齢者医療の情報を利用)、25年(介護保険料の情報を利用)に全国の受給権者の生存確認等調査を実施して以来、同様の調査は未実施
- 所在不明から所在不明届の提出までに長期を要し、一時差止めまでに1,000万円以上の年金が支給されているものが3件あり

所在不明届が提出されるまでに長期間が経過していた例

	A	B	C
所在不明となった日	平23.5.17	平21.9.20	平24.3.27
所在不明届の受付日	平29.2.28	平29.1.20	平29.9.15
提出義務発生(注)から受付までの期間	約2年11か月	約2年10か月	約3年5か月
年金支給の一時差止日	平29.5.17	平29.3.3	平29.10.26
一時差止めまでに支給された年金額	約1,059万円	約1,118万円	約1,307万円

(注)所在不明届の提出義務が発生したのは、平成26年4月1日

主な勧告

- ①定期的な調査等、所在不明となった者を的確に把握するための方策を検討
- ②所在不明となった者が所在不明となった経緯等の実態把握に努める

国民の視点に立った年金業務の実施

国民の方からの行政相談を端緒とした事案

結果報告書P 158～160、P187～189

相談内容

失業特例免除申請時に離職票の写しを提出して承認されたが、翌免除年度に同一の失業事由による申請をした際にも、再度、離職票の提出を求められた(2回目は不要にできないのか)

相談内容

免除期間の追納をしたところ、年金事務所から、納付順番が異なるとして還付請求をして再度追納するように言われた(せっかく追納したのだから、還付を行うことなく処理できないのか)

主な勧告

2回目の失業特例免除申請時の添付書類省略

納付順を誤った追納保険料の取扱いの見直し